

令和3年5月21日決定

対象事業者の皆様（飲食事業者を除く）

沖縄県新型コロナウイルス対策本部
本部長 玉城 康裕

新型コロナウイルス感染症「特措法に基づく緊急事態措置」に係る施設への
要請及び協力依頼について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針に基づき、施設の使用について御協力をお願いしているところですが、5月21日に国による緊急事態措置区域の追加を踏まえて、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針を策定したところですが、要請及び協力依頼については下記のとおりになります。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年5月23日（日）～6月20日（日）
- 2 対象施設（新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設のうち以下の施設） 詳細は別紙のとおり
 - (1) イベント関連施設等
 - ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - ・ 集会場又は公会堂
 - ・ 展示場、貸会議室
 - ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
 - (2) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設又はイベントを開催する可能性がある施設
 - ・ 運動施設、遊技場
 - ・ 博物館、美術館
 - ・ 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く、又ネットカフェ、漫画喫茶等で夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外）
 - ・ 生活必需物資を除く物品販売業を営む店舗
 - ・ 生活必需サービスを除くサービス業を営む店舗

3 2の(1)の対象施設に対する要請又は協力依頼について【沖縄県全域】

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請

- ① イベントを開催する場合は、営業時間を午前5時から午後9時までとすること（飲食の提供は午後8時までとする）【法第24条第9項】
- ② 沖縄県イベント等実施ガイドラインを遵守し、人数上限5,000人かつ収容率50%以内とすること【法第24条第9項】
- ③ 入場者の整理誘導を徹底すること【法第24条第9項】
- ④ 映画上映はイベント同様に扱い午後9時までの時短要請【床面積1,000㎡超は法第24条9項】
- ⑤ イベント開催以外の場合は午後8時までの時短要請【床面積1,000㎡超は法第24条9項】
- ⑥ 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請（酒類・カラオケ設備提供自粛要請、午後8時までの時短）【法第45条第2項】

(2) 法によらない働きかけとしての協力依頼

- ① 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する
- ② 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない(利用者による酒類の持込を含む)
- ③ 映画上映はイベント同様に扱い9時までの時短（床面積1,000㎡以下）
- ④ イベント開催以外の場合は、午後8時までの時短（床面積1,000㎡以下）
- ⑤ 結婚式を行う場合は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人または50%いずれか小さい方)で開催すること

4 2(2)の対象施設に対する要請及び協力依頼について【沖縄県全域】

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請

- ① 営業時間を午前5時から午後8時までとすること【床面積1,000㎡超は法第24条第9項】
- ② 入場者の整理誘導を徹底すること【法第24条第9項】
- ③ イベント開催の場合は午後9時までの時短要請【法第24条9項】
- ④ 国の事務連絡に基づき、運動・遊戯施設(第9号)の一部である体育館やスケート場等、博物館・美術館等(第10号)は、通常営業においても人数上限5,000人かつ収容率50%以内とするよう要請する【法第24条第9項】

(2) 法によらない働きかけとしての協力依頼

- ① 営業時間を午前5時から午後8時までとすること（床面積1,000㎡以下）
- ② 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する
- ③ 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない(利用者による酒類の持込を含む)
- ④ イベント開催の場合は、午後9時までの時短（床面積1,000㎡以下）

問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症等対策

本部総括情報部総括情報班

TEL 098-866-2014

FAX 098-861-2888